

第1部 労働者派遣事業報告書の作成について

厚生労働省 兵庫労働局

職業安定部 需給調整事業課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

本日の説明内容

1. 労働者派遣事業報告書の提出について
2. 労働者派遣事業報告書の作成について
3. 労働者派遣の実績がない場合の報告について

1

1. 労働者派遣事業報告書の提出について



労働者派遣事業報告書

労働者派遣事業を行う事業主は、毎年度、労働者派遣事業を行う事業所ごとに事業報告書を作成して、事業主管轄労働局に提出する必要があります。

提出期間

令和8年6月1日（月）から令和8年6月30日（火）までです。

報告対象期間

令和8年5月31日の時点で終了した、直近の1事業年度の期間です。

○この「事業年度」とは、**定款等で定めた事業所の事業年度**のことです。

（例）4月末日を事業年度の末日とする事業所 → 令和7年5月1日から令和8年4月30日 が報告対象期間です。

ただし、**個人事業者**についての報告対象期間は**令和7年1月1日～令和7年12月31日**までです。

労働者派遣事業報告書様式（兵庫労働局HP）

<https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo->

[roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu/youshikishu/yoshiki_download.html](https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu/youshikishu/yoshiki_download.html)

兵庫労働局への提出は、許可番号が「28ー」で始まる事業者です。

提出書類について

必ず提出するもの

労働者派遣事業報告書（様式第11号）

**労働者派遣事業報告書は事業所ごとに作成して、
正本1部・コピー2部の合計3部を必ず提出してください。**

労働者派遣事業報告書（様式第11号）は、第1面～第9面までですが、大きく分けて以下のような構成となっています。

◎表紙（第1面）

◎年度報告（第2面～第6面）

この「年度」とは、「報告対象期間」の年度です。今回の報告対象事業年度の事業所は、令和7年6月1日から令和8年5月31日までの間に事業年度が終了した事業所です。このため、労働者派遣事業の許可を取得後、令和8年5月31日の時点で、事業年度の末日が未だ到来していない事業主については、「年度報告」（第2面～第6面）については、記載の必要はありませんが、6月1日現在の報告は必要のため、第1面と第7面～第9面は記載して提出が必要です。

◎6月1日現在の状況報告（第7面～第9面）

令和8年6月1日における労働者派遣の状況報告です。令和8年5月31日までに労働者派遣事業の廃止届を提出していない事業主については、すべて報告の義務があります。

提出書類について

労働者派遣法第30条の4第1項の協定を締結している場合

労働者派遣法第30条の4第1項の協定

コピー2部を必ず提出してください。

労使協定を締結している事業者については、6月1日において**有効期間中である労使協定**を添付してください。

◎ 「労働基準法第36条に基づく協定」（いわゆる36協定）ではありません。

◎ 労使協定の本文において、就業規則や賃金規定等によることと定めている場合は、それぞれ引用している就業規則や賃金規定等の該当箇所（コピー）についても併せて添付してください。

◎ **労使協定の有効期間中に一般賃金の額が変更された場合**には、**派遣労働者の賃金額が一般賃金の額と同等以上の額であることを確認した旨の書類**の添付も必要です。

（コピー2部必要）

提出先について

郵送、持参または電子申請により提出してください。

郵送の場合

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階

兵庫労働局 職業安定部 需給調整事業課 あて

◎報告書の控えを返送しますので、必ず**必要分の切手を貼付し、返送先を書いた返信用封筒を同封**して提出してください。また提出にあたっては、できる限り簡易書留やレターパックプラスなどの、対面で届き、かつ受領の際に受領印（署名）を行う方式をお願いします。

持参の場合

上記所在地の窓口にて、**平日8時30分から17時15分まで**が開庁時間です。

ご持参の際、内容確認等を行う場合があるため、**おおむね17時まで**にお越し頂くようご協力ください。

また、提出期限の6月末頃は、窓口が非常に混雑しますので、特に時間に余裕を持ってお越しください。

電子申請の場合

詳細はe-Gov電子申請ホームページ（<https://shinsei.e-gov.go.jp> 右記のQRコード）を参照ください。

なお、電子申請の場合は受理印を押印した紙の控えは返却いたしません。



2

2. 労働者派遣業報告書の作成について



ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

第1面（上半分）

労働者派遣事業を行う事業所ごとに作成してください。
事業所枝番号は許可証の下欄（左）に記載があります。

様式第11号（第1面）

(日本産業規格A列4)

許可番号	派28-111111
事業所枝番号	1
許可年月日	平成31年4月1日

労働者派遣事業報告書（年度報告）
（6月1日現在の状況報告）

令和8年6月1日

提出日

厚生労働大臣 殿

法人の場合、法人名および代表者名を記入

提出者 株式会社兵庫労働局
代表取締役 ○○ ○○

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

(ふりがな)	かぶしきがいしゃひょうごろうどうきょく	
1 氏名又は名称	株式会社兵庫労働局	
2 住 所	〒（ 858 0011 ） 神戸市中央区東川崎町1-1-3 (078) 367 - 0831	
(ふりがな)	○○ ○○	役 名
3 代表者の氏名 (法人の場合)	○○ ○○	代表取締役
(ふりがな)	かぶしきがいしゃひょうごろうどうきょく さんのみやしてん	
4 事業所の名称	株式会社兵庫労働局 三宮支店	
5 事業所の住所	〒（ 851 0088 ） 神戸市中央区浜辺通○丁目○番○○号 ○○○ビル5階 (078) XXX - XXXX	

報告対象事業所

第1面（下半分）

6 大企業、中小企業の別	1 大企業 ② 中小企業			
7 産業分類	名称	受託開発ソフトウェア業	分類番号	3911
8 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日	令和7年2月1日 ~ 令和8年1月31日			
9 民間職業紹介事業との兼業	① 有 2 無		許可・届出番号	28-ユ-〇〇〇〇〇〇
10 親会社の名称	株式会社厚生労働省		備考	
	①労働者派遣事業の許可番号	派13-〇〇〇〇〇〇	②民間職業紹介事業の許可・届出番号	13-ユ-〇〇〇〇〇〇
11 請負事業の実施	① 有 2 無		うち構内請負の実施	① 有 2 無
12 備考				

日本標準産業分類に基づく産業分類

令和8年6月1日の直近の事業年度

親会社がある場合

発注者の事業所構内において生産活動を請負うこと（製造に限る）。

※労働局記入欄

「労使協定方式」または「均等・均衡方式」と記入をお願いします。もしくは、入力補助機能添付様式（右図参照）を添付いただきますようご協力をお願いいたします。

労働者派遣法第30条の4第1項の協定(※)を締結していますか
どちらかを☑してください。

締結している
事業報告書に労使協定を添付してください

締結していない
労働者派遣の実績がある場合には、「派遣先均等・均衡方式」によって派遣労働者の待遇を決定しているか、再確認をお願いします。

※労働者派遣法第30条の4第1項の協定
同一労働同一賃金の実現に向けた「不合理な待遇差をなくすための規定を整備するために締結する」労使協定のことです。

入力補助機能添付様式

第2面（上半分）

7	産業分類	名称	受託開発ソフトウェア業	番号	3911
8	事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日	令和7年2月1日	～	令和8年1月31日	
9	民営職業紹介事業との兼業	① 有	2 無	許可・届出番号	28-ユ-〇〇〇〇〇〇

「第1面」8欄の末日

派遣労働者以外の労働者も含めた全労働者の数

様式第11号（第2面） I 年度報告

(1) 派遣労働者数等雇用実績（実人数）（報告対象期間末日現在）

	計	通算雇用期間が1年以上の派遣労働者		うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者	
		通算雇用期間が1年以上の派遣労働者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者	通算雇用期間が1年以上の派遣労働者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者
①全労働者	100	—	—	—	—
②派遣労働者総計	40	30	20	10	3
③無期雇用派遣労働者	10	10	10	0	0
④有期雇用派遣労働者	30	20	10	10	3
⑤日雇派遣労働者	2	0	0	2	0
⑥登録者 ※	20	—	—	—	—

※登録制度のある事業主のみ

(2) 労働者派遣事業の売上高

40000000
※労働者派遣事業を行う事業所ごとの労働者派遣事業の売上高について、決算後の金額を記載
(3) 請負事業の売上高
100000000
※当該事業所で請負事業を行っている場合の請負事業に係る売上高について、決算後の金額を記載

「第1面」8欄の報告期間末日時点での実人数を記載

「第1面」8欄の報告期間末日現在での派遣労働者数

(4) 海外派遣労働者数（実人数）

3

収支決算報告書で報告いただいた売上高と同じ数字（決算後の金額）

(5) 派遣先に関する事項

①派遣先事業所数（実数）

5

報告対象期間内に締結した派遣契約（個別契約）の延件数

(6) 教育訓練（キャリアアップに資するものを除く）の実績

①労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

総件数	1日以下のもの	1日を超え7日以下のもの	7日を超え1月以下のもの	1月を超え2月以下のもの	2月を超え3月以下のもの	3月を超え6月以下のもの	6月を超え12月以下のもの	1年を超え3年以下のもの	3年を超えるもの	労働者派遣契約がなかった
50	15	0	5	3	1	1	10	15	0	

③主な派遣先事業主（取引額上位5社）

氏名又は名称	所在地
(株) ○○○○	兵庫県西宮市
▲▲▲ (株)	兵庫県姫路市
×××× (株)	大阪府大阪市中央区
(株) ◆◆◆◆	兵庫県神戸市中央区
(株) ■■■■	兵庫県三田市

教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号	教育の方法の別	教育の実施主体の別	受講した派遣労働者数	1人当たりの平均実施時間
教育の内容	1 座学 2 実技	1 事業主・ 2 派遣先・ 3 教育機関・4 その他		
イ5 腰痛防止教育	1	1	20	1.00
ロ6 整理・整頓・清掃・清潔訓練	1	1	20	1.00
ハ7 危険予測訓練	1	2	20	2.00
ニ				
ホ				

労働安全衛生規則第35条第1項各号（1～8）の該当する数字を記入。
労働安全衛生法第59条第2項に該当は「9」、同条第3項に該当は「10」と記入。

第2面 (下半分)

② その他の教育訓練 (①及び (11) に係るものを除く)

訓練の内容	訓練の方法の別 1 OJT ・ 2 OFF-JT	訓練の実施主体の別 1 事業主・ 2 派遣先・ 3 訓練機関・ 4 その他	訓練費負担の別 1 無償 (実費負担なし)・2 無償 (実費負担あり)・3 有償	賃金支給の別 1 有給 (無給部分なし)・2 有給 (無給部分あり)・3 無給	1人当たりの平均実施時間
イ コンプライアンス研修	2	1	1	1	1.00
ロ					
ハ					

(7) 紹介予定派遣に関する事項

イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数 (人)	ロ 紹介予定派遣により労働者派遣をした労働者数 (人)	ハ 紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数 (人)	ニ 紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用に結びついた労働者数 (人)
5	4	4	2

安全衛生教育及びキャリアアップに資する教育訓練以外に実施した教育訓練について記入。
「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「OFF-JT」とは「OJT」以外の教育訓練を指す。

(8) 雇用安定措置 (法第30条) の実績

期間	対象派遣労働者数	1号の措置 (派遣先への直接雇用の依頼)を講じた人数		第2号の措置 (新たな派遣先の提供)を講じた人数		第3号の措置 (派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用)を講じた人数	第4号の措置 (その他の措置)を講じた人数			備考
		うち、派遣先で雇用された人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	教育訓練 (雇用を維持したままのものに限る)	紹介予定派遣 (※2)		左記以外のその他の措置			
計	30	4	3	15	5	8	6	2	0	2
3年見込み	3	2	2	1	0	1	0	0	0	0
2年半から3年末満見込み	5	1	0	2	1	1	2	0	0	1
2年から2年半末満見込み	3	0	0	2	1	1	1	0	0	0
1年半から2年末満見込み	5	0	0	2	0	2	1	1	0	1
1年から1年半末満見込み	4	0	0	2	1	1	1	1	0	0
1年末満見込み (※1)	10	1	1	6	2	2	1	0	0	0

※1 「1年末満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者 (登録中の者を含む)に限る。

※2 (7)欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数 (人)」の内数であること。

区分ごとの延べ人数を記載する。
同一の派遣労働者が複数の「期間」の区分に該当する場合は、それぞれに計上する。
同一の派遣労働者に複数の措置 (第1～4号)を講じた場合は、それぞれに計上する。

第3面

(日本産業規格A列4)

様式第11号 (第3面)

(第3面) 金額はすべて、小数点以下は四捨五入で記載。

(9) 派遣料金及び派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)に関する事項

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金(日雇派遣労働者を除く)

**協定対象労働者がいない場合
派遣先均等・均衡方式のみを採用している場合、「協定対象派遣労働者」の欄は記載不要。**

	派遣料金(1日(8時間当たり)の額)			派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均 01~99の合計額/記載業務の合計数	22,000	32,000	20,000	16,000	22,000	22,000	15,000	18,000
01 管理的公務員								
04 その他の管理的職業従事者								
05 研究者								
06 農林水産技術者								
07 製造技術者								
08								
09 建築・土木・測量技術者								
10 情報処理・通信技術者	27,000	32,000	23,000	20,000	22,000	22,000	18,000	18,000
11 その他の技術者								
12 -1 医師								
12 -2 薬剤師								
12 -3 歯科医師、獣医師								

全業務平均は、それぞれの項目の、縦列(01~99)の金額の単純平均額とすること。

**それぞれの項目において、
【計算式】消費税額を含んだ派遣料金の総額 ÷ 派遣労働者の総労働時間 × 8時間**

**それぞれの項目において、
【計算式】派遣労働者の賃金の総額 ÷ 派遣労働者の総労働時間 × 8時間**

第4面

(日本産業規格A列4)

様式第11号 (第4面)

(第4面) 金額はすべて、小数点以下は四捨五入で記載。

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金（日雇派遣労働者を除く）（続）

	派遣料金（1日（8時間当たり）の額）			派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）				
	派遣労働者平均	無期雇用 派遣労働者	有期雇用 派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用 派遣労働者	協定対象 派遣労働者	有期雇用 派遣労働者	協定対象 派遣労働者
32 商品販売従事者								
33 販売類似職業従事者								
34 営業職業従事者								
35 家庭生活支援サービス職業従事者								
36 介護サービス職業従事者								
37 保健医療サービス職業従事者								
38 生活衛生サービス職業従事者								
39 飲食物調理従事者								
40 接客・給仕職業従事者								
41 居住施設・ビル等管理人								
42 その他のサービス職業従事者								
43 ～45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—	—	—	—	—	—
46 農業従事者								
47 林業従事者								
48 漁業従事者								
49 50 生産設備制御・監視従事者								

第5面（上半分）

（第5面）金額はすべて、**小数点以下は四捨五入**で記載。

（日本産業規格A列4）

様式第11号（第5面）

「4-1～4-19」以外も含めた単純平均額を記載すること。
また、「4-1～4-19」に該当しない日雇業務のみの場合は、全業務平均のみ記載すること。

② 日雇派遣労働者の業務別派遣料金及び賃金

	日雇派遣労働者の派遣料金 (1日(8時間当たり)の額)	日雇派遣労働者の賃金 (1日(8時間当たり)の額)	
		日雇派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均	30,000	18,000	19,000
4-1 情報処理システム開発	32,000	22,000	22,000
4-2 機械設計			
4-3 事務用機器操作	24,000	17,000	
4-4 通訳、翻訳、速記			
4-5 秘書			
4-6 ファイリング			
4-7 調査			
4-8 財務			
4-9 貿易			
4-10 デモンストレーション			
4-11 卸業			
4-12 受付・案内			
4-13 研究開発			
4-14 事業の実施体制の企画、立案			
4-15 書籍等の制作・編集			
4-16 広告デザイン			
4-17 O.Aインストラクション			
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業			
4-19 看護業務			

4-1 ~ 4-19

それぞれの項目において、
【計算式】日雇派遣労働者の賃金の総額 ÷ 日雇派遣労働者の総労働時間 × 8時間

それぞれの項目において、
【計算式】消費税額を含んだ派遣料金の総額 ÷ 派遣労働者の総労働時間 × 8時間

第5面（下半分）

(10) マージン率等の情報提供の状況

提供方法	該当する各欄に「○」を記載
インターネット	○
書類の備付け	
その他（パンフレットへの記載）	○

労働者派遣法第23条第5項に規定する情報について、該当する欄に「○」印を記載のこと。
複数の場合は、複数選択のこと。
「その他」に「○」印を記入した場合は（ ）内に具体的な提供方法について記載のこと。

第6面（上半分） 3つのパターンについて

(日本産業規格A列4)

様式第11号 (第6面)

(11) キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者 との兼任状況	キャリアコンサルティングに 関する職務経験・知見のある者	
					職務経験あり	知見あり
計	2	2		1	1	
キャリアコンサルタント	1	1		—	—	—
上記以外の担当者	1	1		—	1	
営業職				—		
その他	1	1		—	1	

② キャリアコンサルティングの実施状況

全派遣労働者数			実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
計	うち無期 派遣労働者	うち有期 派遣労働者	計	うち無期 派遣労働者	うち有期 派遣労働者	計	うち無期 派遣労働者	うち有期 派遣労働者
40	10	30	30	5	25	30	5	25

①フルタイム（1年以上雇用見込み）
②短時間（1年以上雇用見込み）
③1年未満雇用見込み

③ キャリアアップに資する教育訓練（①フルタイム（1年以上雇用見込み） ②短時間勤務（1年以上雇用見込み） ③1年未満雇用見込み）

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数 回実施の場合は、その合計))				訓練の方法の別	訓練の実施主体の別	訓練費負担の別	賃金支給の別
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
(上段) 種別 (1 雇入時・2 派遣中・3 待機中・4 入社 ○年目・5 長期的なキャリア形成を念頭に 置いた内容の教育訓練の対象となる無期雇 用派遣労働者・6 その他)									1 計画的なOJT 2 OFF-JT 3 OJT (計画的なもの以 外)	1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	1 無償 (実費負担なし) 2 無償 (実費負担あり) 3 有償	1 有給 (無給部分なし) 2 有給 (無給部分あり) 3 無給
(下段) 対象となる派遣労働者数												

第6面（上半分） フルタイム（1年以上雇用見込みあり）

（第6面）金額はすべて、**小数点以下は四捨五入**で記載。

（日本産業規格A列4）

様式第11号（第6面）

（11）キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の方	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者	
					職務経験あり	知見あり
計	2	2		1	1	
キャリアコンサルタント	1	1		—	—	—
上記以外の担当者	1	1		—	1	
営業職				—		
その他	1	1		—	1	

職業能力開発促進法第12条に規定する職業能力開発推進者、3年以上の人事担当の職務経験がある者等をいう。

キャリアコンサルティングの知見を有する者のうち、職務としてキャリアコンサルティングの経験（人事経験3年以上等）がある者は「職務経験あり」、職務経験はないが知識を有する者は「知見あり」に計上のこと。

派遣先との連絡調整を行う営業担当者に限る。

② キャリアコンサルティングの実施状況

全派遣労働者数			実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者
40	10	30	30	5	25	30	5	25

報告期間中の派遣労働者と①欄の担当者が行うキャリアコンサルティングの実施を希望した者の人数と、受けた実人数をそれぞれ記載のこと。

③ キャリアアップに資する教育訓練（① フルタイム（1年以上雇用見込み）、2 短時間勤務（1年以上雇用見込み）、3 1年未満雇用見込み）

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				（上段）実施時間の総計 （受講者数×教育訓練1コマの時間（複数回実施の場合は、その合計））				訓練の方法の別	訓練の実施主体の別	訓練費負担の別	賃金支給の別
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
訓練の内容等	（上段）種別 （1 雇入時・2 派遣中・3 待機中・4 入社○年目・5 長期的なキャリア形成を念頭に置いた内容の教育訓練の対象となる無期雇用派遣労働者・6 その他）				（下段）受講者の実人数 （各年に同一の訓練を複数回受講した者は、重複計上しないこと）				1 計画的なOJT 2 OFF-JT 3 OJT （計画的なもの以外）	1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	1 無償 （実費負担なし） 2 無償 （実費負担あり） 3 有償	1 有給 （無給部分なし） 2 有給 （無給部分あり） 3 無給
	（下段）対象となる派遣労働者数											

第6面（下半分） フルタイム（1年以上雇用見込みあり）

③ キャリアアップに資する教育訓練（① フルタイム（1年以上雇用見込み）、② 短時間勤務（1年以上雇用見込み）、③ 1年未満雇用見込み）

「1～3」のいずれかの該当する番号に「○」印を付け、それぞれ別葉で作成すること。

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数回実施の場合は、その合計))				訓練の方法の別 1 計画的なOJT 2 OFF-JT 3 OJT (計画的なもの以外)	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償 (実費負担なし) 2 無償 (実費負担あり) 3 有償	賃金支給の別 1 有給 (無給部分なし) 2 有給 (無給部分あり) 3 無給
	(下段) 対象となる派遣労働者数				(下段) 受講者の実人数 (各年に同一の訓練を複数回受講した者は、重複計上しないこと)							
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練												
(イ) 新規採用者訓練		1				40				1	1	1
(ロ)	10					10				備考		
ロ 職種別訓練												
(イ) システム設計・技能研修		2	2	2	2	40	40	20	20	1	1	1
(ロ) OA機器操作訓練		10	10	5	5	10	10	5	5	備考		
ハ 職種転換訓練		2	2	2	2	20	20	12	8	2	1	1
(イ) ワークスタイル多様な研修		5	5	3	5	5	5	3	2	備考		
(ロ)										備考		
ニ 階層別訓練												
(イ) リーダー就任研修			4	4	4		20	10	10	1	1	1
(ロ)			10	5	5		10	5	5	備考		
ホ その他の教育訓練												
(イ) ビジネススキル研修		2	2	2	2	5	5	3	2	1	3	1
(ロ) 経理研修		5	5	3	2	5	5	3	2	備考		
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の実施時間(合計)(a)												
115 115 59 56 1～3年目のaの合計 (c) 289												
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数(b)												
10 10 5 5 1～3年目のbの合計 (d) 25												
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間(a÷b)												
11 11 11 11 1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間(c÷d) 11												
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額(1人1時間当たり平均) 2000												

具体的に訓練コース単位で記載すること。

第6面（下半分） フルタイム（1年以上雇用見込みあり）

③ キャリアアップに資する教育訓練（① フルタイム（1年以上雇用見込み）、2 短時間勤務（1年以上雇用見込み）、3 1年未満雇用見込み）

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				上段 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数回実施の場合は、その合計))				訓練の方法の別 1 計画的なOJT 2 OFF-JT 3 OJT (計画的なもの以外)	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償 (実費負担なし) 2 無償 (実費負担あり) 3 有償	賃金支給の別 1 有給 (無給部分なし) 2 有給 (無給部分あり) 3 無給	
	(上段) 種別 (1 雇入時・2 派遣中・3 特機中・4 入社 ○平日・5 長期的なキャリア形成を念頭に 置いた内容の教育訓練の対象となる無期雇 用派遣労働者・6 その他)				(下段) 受講者の実人数 (2年に同一の訓練を複数回受講した者 は重複計上しないこと)								
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降					
イ 入職時等基礎的訓練													
(イ) 新規採用者訓練		1			40				1	1	1	1	
(ロ)		10			10				備考				
ロ 職能別訓練													
(イ) システム設計・技術研 修		2	2	2	2	40	40	20	20	1	1	1	1
(ロ) OA機器操作訓練		2	2	2	2	10	10	5	5	備考			
(イ) システム設計・技術研 修		2	2	2	2	20	20	12	8	2	1	1	1
(ロ) OA機器操作訓練		5	5	3	5	5	5	3	2	備考			
ハ 職種転換訓練													
(イ) ワークスタイル多様化 研修			2	4	4		20	10	10	1	1	1	1
(ロ)			10	5	5		10	5	5	備考			
ニ 階層別訓練													
(イ) リーダー就任研修			4	4	4		20	10	10	1	1	1	1
(ロ)			10	5	5		10	5	5	備考			
ホ その他の教育訓練													
(イ) ビジネススキル研修		2	2	2	2	5	5	3	2	1	3	1	1
(ロ) 経理研修		5	5	3	2	5	5	3	2	備考			
(イ) ビジネススキル研修		2	2	2	2	10	10	4	6	2	1	1	1
(ロ) 経理研修		5	5	3	3	5	5	2	3	備考			
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計 (a)					115	115	59	56	1～3年目のaの合計 (c)				289
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数 (b)					10	10	5	5	1～3年目のbの合計 (d)				25
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (a÷b)					11	11	11	11	1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (c÷d)				11
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額 (1人1時間当たり平均)										2000			

上段は、該当する「種別」の番号。
下段は、各年ごとの「対象となる派遣労働者の実人数」をそれぞれ記載のこと。

第6面（下半分） フルタイム（1年以上雇用見込みあり）

③ キャリアアップに資する教育訓練（① フルタイム（1年以上雇用見込み）、② 短時間勤務（1年以上雇用見込み）、③ 1年未満雇用見込み）

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数回実施の場合は、その合計))				訓練の方法の別 計画的なOJT OFF-JT OJT 計画的なもの以外	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償 (実費負担なし) 2 無償 (実費負担あり) 3 有償	賃金支給の別 1 有給 (無給部分なし) 2 有給 (無給部分あり) 3 無給
	(1 雇入時・2 派遣中・3 特機中・4 入社 5 平日・5 長期的なキャリア形成を念頭に 置いた内容の教育訓練の対象となる無期雇 用派遣労働者・6 その他)				(下段) 受講者の実人数 (各年に同一の訓練を複数回受講した者 は、重複計上しないこと)							
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練												
(イ) 新規採用者訓練 4時間		10			40				1	1	1	1
(ロ)					10				備考			
ロ 職能別訓練												
(イ) システム設計・技能研 修 4時間	2	2	2	2	40	40	20	20		1	1	1
(ロ) OA機器操作訓練 4時間	10	10	5	5	10	10	5	5	備考			
(イ) ワークスタイル多様化 研修 2時間	2	2	2	2	20	20	12	8	2	1	1	1
(ロ)	5	5	3	5	5	5	3	2	備考			
ハ 職種別訓練												
(イ) リーダー就任研修 2時間		2	4	4		20	10	10	1	1		1
(ロ)		10	5	5		10	5	5	備考			
ニ 階層別訓練												
(イ) リーダー就任研修 2時間		4	4	4		20	10	10	1	1	1	1
(ロ)		10	5	5		10	5	5	備考			
ホ その他の教育訓練												
(イ) ビジネススキル研修 1時間	2	2	2	2	5	5	3	2	1	3	1	1
(ロ) 経理研修 2時間	5	5	3	2	5	5	3	2	備考			
	2	2	2		10		4	6	2	1	1	1
	5	5	3	3	5	5	2	3	備考			
各年ごとの「キャリアアップに資する教育訓練」実施時間の 総計の合計 (a)					115	115	59	59	1～3年目のaの合計 (c)			289
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実 人数 (b)					10	10	5	5	1～3年目のbの合計 (d)			25
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平 均実施時間 (a÷b)					11	11	11	11	1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練 について1人当たりの平均実施時間 (c÷d)			11
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額 (1人1時間当たり平均)										2000		

上段は、訓練コースごとに実施時間の1年間の合計（※）を記載。
※訓練の1コマの時間数×受講者数
下段は、受講者の実人数を記載のこと。

4時間 × 10人 = 40時間

2時間 × 5人 = 10時間

第6面（下半分） フルタイム（1年以上雇用見込みあり）

③ キャリアアップに資する教育訓練（① フルタイム（1年以上雇用見込み）、2 短時間勤務（1年以上雇用見込み）、3 1年未満雇用見込み）

訓練の内容等	対象となる派遣労働者 (上段) 種別 (1 雇入時・2 派遣中・3 特種中・4 入社 ○平日・5 長期的なキャリア形成を念頭に 置いた内容の教育訓練の対象となる無期雇 用派遣労働者・6 その他) (下段) 対象となる派遣労働者数				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数 回実施の場合は、その合計)) (下段) 受講者の実人数 (各年に同一の訓練を複数回受講した者 は、重複計上しないこと)				訓練の方法の別 1 計画的なOJT 2 OFF-JT 3 OJT (計画的なもの以外)	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償 (実費負担なし) 2 無償 (実費負担あり) 3 有償	賃金支給の別 1 有給 (無給部分なし) 2 有給 (無給部分あり) 3 無給
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練												
(イ) 新規採用者訓練		1			40				1	1	1	1
(ロ)	10				10				備考			
ロ 職能別訓練												
(イ) システム設計・技能研 修	2	2	2	2	40	40	20	20	1	1	1	1
(ロ) OA機器操作訓練	10	10	5	5	10	10	5	5	備考			
(イ) ワークスタイル多様化 研修	2	2	2	2	20	20	12	8	2	1	1	1
(ロ)	5	5	3	5	5	5	3	2	備考			
ハ 職種転換訓練												
(イ) リーダー就任研修		2	4	4	20	10	10		1	1	1	1
(ロ)	10	5	5		10	5	5		備考			
ニ 階層別訓練												
(イ) ビジネススキル研修		4	4	4	20	10	10		1	1	1	1
(ロ)	10	5	5		10	5	5		備考			
ホ その他の教育訓練												
(イ) 経理研修	2	2	2	2	5	5	3	2	1	1	1	1
(ロ)	5	5	3	2	5	5	3	2	備考			
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時 間の総計」の合計 (a)					115	115	59	56	～3年目のcの合計 (c)			289
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の 人数 (b)					10	10	5	5	～3年目のbの合計 (d)			25
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの 均実施時間 (a÷b)					11	11	11	11	～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練 について1人当たりの平均実施時間 (c÷d)			11
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額 (1人1時間当たり平均)										2000		

上段の合計

受講者の実人数（延べ人数ではない）

$a \div b$ 小数点以下切り捨て

$c \div d$ 小数点以下切り捨て

第6面（下半分） フルタイム（1年以上雇用見込みあり）

③ キャリアアップに資する教育訓練（① フルタイム（1年以上雇用見込み）、2 短時間勤務（1年以上雇用見込み）、3 1年未満雇用見込み）

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				（上段）実施時間の総計 （受講者数×教育訓練1コマの時間（複数回実施の場合は、その合計））				訓練の方法の別 1 計画的なOJT 2 OPE-JT 3 OJT （計画的なもの以外）	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償 （実費負担なし） 2 無償 （実費負担あり） 3 有償	賃金支給の別 1 有給 （無給部分なし） 2 有給 （無給部分あり） 3 無給
	（下段）対象となる派遣労働者数				（下段）受講者の実人数 （各年に同一の訓練を複数回受講した者は、重複計上しないこと）							
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練												
(イ) 新規採用者訓練		1				40				1	1	1
(ロ)		10				10				備考		
ロ 職能別訓練												
(イ) システム設計・技能研修		2	2	2	2	40	40	20	20			
(ロ) OA機器操作訓練		2	2	2	2	20	20	12				
ハ 職種転換訓練												
(イ) ワークスタイル多様化研修			2	4	4		20	10				
(ロ)			10	5	5		10	5				
ニ 階層別訓練												
(イ) リーダー就任研修			4	4	4		20	10	10	1	1	
(ロ)			10	5	5		10	5	5	備考		
ホ その他の教育訓練												
(イ) ビジネススキル研修		2	2	2	2	5	5	3	2	1	3	1
(ロ) 経理研修		2	2	2	2	10	10	4	6	2	1	1
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計（a）												
115 115 59 56 1～3年目のaの合計（c）												
289												
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数（b）												
10 10 5 5 1～3年目のbの合計（d）												
25												
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間（a÷b）												
11 11 11 11 1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間（c÷d）												
11												
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額（1人1時間当たり平均）												
2000												

様式第11号（第3面）

「第3面」

（9）派遣料金及び派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）に関する事項

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金（日雇派遣労働者を除く）

	派遣料金（1日（8時間当たり）の額）			派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業種平均								
01～99の合計額/記載業務の合計数	22,000	32,000	20,000	16,000	22,000	22,000	15,000	18,000

第3面と整合性のある時間単位となる。
(16,000÷8)

「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって、実際に支払った一人一時間あたりの賃金額

第6面（上半分） 短時間勤務（1年以上雇用見込み）

（日本産業規格A列4）

様式第11号（第6面）

(11) キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者 との兼任状況	キャリアコンサルティングに 関する職務経験・知見のある者	
					職務経験あり	知見あり
計						
キャリアコンサルタント				—	—	—
上記以外の担当者						
営業職				—		
その他				—		

② キャリアコンサルティングの実施状況

全派遣労働者数			実施を希望した者の人数				実施した者の人数		
計	うち無期 派遣労働 者	うち有期 派遣労働 者	計	うち無期 派遣労働 者	うち有期 派遣労働 者	計	うち無期 派遣労働 者	うち有期 派遣労働 者	

③ キャリアアップに資する教育訓練（1 フルタイム（1年以上雇用見込み）、② 短時間勤務（1年以上雇用見込み）、3 1年未満雇用見込み）

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				（上段）実施時間の総計 （受講者数×教育訓練1コマの時間（複数 回実施の場合は、その合計））				訓練の方法の別 1 計画的なOJT 2 OFF-JT 3 OJT （計画的なもの以 外）	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償 （実費負担なし） 2 無償 （実費負担あり） 3 有償	賃金支給の別 1 有給 （無給部分なし） 2 有給 （無給部分あり） 3 無給
	（上段）種別 （1 雇入時・2 派遣中・3 待機中・4 入社 ○年日・5 長期的なキャリア形成を念頭に 置いた内容の教育訓練の対象となる無期雇 用派遣労働者・6 その他）				（下段）受講者の実人数 （各年に同一の訓練を複数回受講した者 は、重複計上しないこと）							
	1年日	2年日	3年日	4年日以降	1年日	2年日	3年日	4年日以降				
イ 入職時等基礎的訓練												

第6面（下半分） 短時間勤務（1年以上雇用見込み）

③ キャリアアップに資する教育訓練（1 フルタイム(1年以上雇用見込み)、② 短時間勤務(1年以上雇用見込み)、3 1年未満雇用見込み)

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数回実施の場合は、その合計))				訓練の方法の別 計画的なOJT OFF-JT OJT 計画的なもの以外 その他	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償 (実費負担なし) 2 無償 (実費負担あり) 3 有償	賃金支給の別 1 有給 (無給部分なし) 2 有給 (無給部分あり) 3 無給	
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降					
入職時等基礎的訓練													
イ) 新規採用者訓練 4時間					12				2	1	1	1	
ロ)					3								
ロ) 職能別訓練													
イ) システム設計・技能設計 4時間						8	4	4	1	1	1	1	
ロ) OA機器操作訓練 4時間						2	1	1					
イ) 職種転換 4時間					4	2	2		1	1	1	1	
ロ)					2	1	1						
イ) 階層別訓練													
ロ)													
イ) ビジネススキル研修 1時間					3	2	1	1	2	3	1	1	
ロ)					3	2	1	1					
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計 (a)					19	12	7	5	→3年目のaの合計 (c)				38
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数 (b)					3	2	1	1	→3年目のbの合計 (d)				6
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (a÷b)					6	6	7	5	→3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (c÷d)				6
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額 (1人1時間当たり平均)													

「1～3」のいずれかの該当する番号に「○」印を付け、それぞれ別葉で作成すること。

具体的に訓練コース単位で記載すること。

上段は、該当する「種別」の番号。
下段は、各年ごとの「対象となる派遣労働者の実人数」をそれぞれ記載のこと。

上段は、訓練コースごとに実施時間の1年間の合計を記載。
下段は、受講者の実人数を記載のこと。

4時間 × 3人 = 12時間

1時間 × 3人 = 3時間

上段の合計

受講者の実人数 (延べ人数ではない)

a÷b 小数点以下切り捨て

c÷d 小数点以下切り捨て

「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって、実際に支払った一人一時間あたりの賃金額

第6面（上半分） 1年未満雇用見込み

（日本産業規格A列4）

様式第11号（第6面）

(11) キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者	
					職務経験あり	知見あり
計						
キャリアコンサルタント				—	—	—
上記以外の担当者				—		
営業職				—		
その他				—		

② キャリアコンサルティングの実施状況

全派遣労働者数			実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者

③ キャリアアップに資する教育訓練（1 フルタイム（1年以上雇用見込み）、2 短時間勤務（1年以上雇用見込み）、③ 1年未満雇用見込み）

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数回実施の場合は、その合計))				訓練の方法の別 1 計画的なOJT 2 OFF-JT 3 OJT (計画的なもの以外)	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償 (実費負担なし) 2 無償 (実費負担あり) 3 有償	賃金支給の別 1 有給 (無給部分なし) 2 有給 (無給部分あり) 3 無給
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練												

第6面（下半分） 1年未満雇用見込み

③ キャリアアップに資する教育訓練（1 フルタイム(1年以上雇用見込み)、2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)、③ 1年未満雇用見込み)

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数回実施の場合は、その合計))				訓練の方法の別 1 計画的なOJT 2 OFF-JT 3 OJT (計画的なもの以外)	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償 (実費負担なし) 2 無償 (実費負担あり) 3 有償	賃金支給の別 1 有給 (無給部分なし) 2 有給 (無給部分あり) 3 無給
	種別 (1 雇入時・2 派遣中・3 待機中・4 入社○年目・5 長期的なキャリア形成を念頭に置いた内容の教育訓練の対象となる無期雇用派遣労働者・6 その他)	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目				
入職時等基礎的訓練												
イ) 新規採用者訓練 4時間	1				12				1	1	1	1
ロ) 3					3				備考			
2 職能別訓練												
イ) OA機器操作訓練 4時間	2				2				1	1	1	1
ロ) 3					2				備考			
3 職種転換訓練												
イ)									備考			
ロ)									備考			
4 階層別訓練												
イ)									備考			
ロ)									備考			
5 その他の教育訓練												
イ)									備考			
ロ)									備考			
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計 (a)					14				→3年目のaの合計 (c)			14
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数 (b)					3	0	0	0	→2年目のbの合計 (d)			3
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (c÷d)					4	0	0	0	→3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (c÷d)			4
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額 (1人1時間当たり平均)												

「1～3」のいずれかの該当する番号に「○」印を付け、それぞれ別葉で作成すること。

具体的に訓練コース単位で記載すること。

上段は、該当する「種別」の番号。
下段は、各年ごとの「対象となる派遣労働者の実人数」をそれぞれ記載のこと。

上段は、訓練コースごとに実施時間の1年間の合計を記載。
下段は、受講者の実人数を記載のこと。

4時間 × 3人 = 12時間

上段の合計

受講者の実人数 (延べ人数ではない)

$a \div b$ 小数点以下切り捨て

$c \div d$ 小数点以下切り捨て

「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって、実際に支払った一人一時間あたりの賃金額

第7面（上半分（下半分省略））

（日本産業規格A列4）

様式第11号（第7面）

Ⅱ 6月1日現在の状況報告

1 派遣労働者の実人数

① 派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数

派遣労働者計	うち、通算雇用期間が1年以上の派遣労働者				うち、通算雇用期間が1年未満の派遣労働者			
	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者		無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
	協定対象派遣労働者	非協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	非協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	非協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	非協定対象派遣労働者
42	25	24	9		2	1	6	

報告書の対象となる6月1日に、実際に派遣就労した労働者の数を記載する。そのため日頃派遣されている労働者であっても、6月1日に派遣されなかった場合は算入しない。

② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象派遣労働者	非協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	非協定対象派遣労働者
01 管理的公務員					
02 法人・団体役員					
03 法人・団体管理職員					
04 その他の管理的職業従事者					
05 研究者					
06 農林水産技術者					
07・08 製造技術者					
09 建築・土木・測量技術者					
10 情報処理・通信技術者	20	20	20		
11 その他の技術者					
12 -1 医師					
12 -2 薬剤師					
12 -3 歯科医師、獣医師					
13 -1 看護師					
13 -2 准看護師					

上記①と同様、報告の対象となる6月1日に、実際に派遣した労働者の数を業務別に記載する。①の内数（内訳）となるため、合計数が①の計と同数になること。

第8面（下半分（上半分省略））

55 機械整備・修理従事者	10	5	5	5
56・57 製品検査従事者				
58 機械検査従事者				
59 生産関連・生産類似作業従事者				
60 鉄道運転従事者				
61 自動車運転従事者				
62 船舶・航空機運転従事者				
63 その他の輸送従事者				
64 設置・建設機械運転従事者				
65 建設躯体工事従事者	—	—	—	—
66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）				
67 電気工事従事者				
68 土木作業従事者	—	—	—	—
69 採掘従事者				
70 運搬従事者				
71 清掃従事者				
72 包装従事者				
73 その他の運搬・清掃・包装等従事者				
99 分類不能の職業				

「特定製造業務」とは、製造業務のうち育児・介護休業等を取得した派遣先の労働者の代替のための業務を除く製造業務のこと。そのため「製造業務」への派遣は、ほとんどが「特定製造業務」への派遣となる。

③ 特定製造業務従事者の実人数（①の内数）

特定製造業務従事者 計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
	協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者	
5			5	0

該当しない場合は、記入不要。
※斜線は「/」でなく「\」で引くこと。「/」は機械集計読み取り時に「1」と読み取る場合があるため。

④ 期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

	計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
法第40条の2第1項第2号(高齢者)			
法第40条の2第1項第3号イ(右派プロジェクト業務)			
法第40条の2第1項第3号ロ(日雇限定業務)			
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替)			
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替)			

法40条の2第1項第2号に該当する60歳以上の高齢者である派遣労働者等がいる場合に記載。

第9面（上半分）

(日本産業規格A列4)

様式第11号 (第9面)

⑤ 日雇派遣労働者の実人数

日雇派遣労働者 計	i～ivに該当しない者		i 高齢者		ii 昼間学生		iii 副業として従事する者		iv 主たる生計者でない者	
	協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者	
3	2	2			1					

⑥ 特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数の内数 (⑤ i～ivの合計の内数)

日雇派遣労働者	
協定対象 派遣労働者	

報告の対象となる6月1日に、実際に派遣（日雇）した労働者の数を記載する。
そのため日頃派遣されている労働者であっても、6月1日に派遣されなかった場合は計上しない。

⑦ 日雇派遣労働者の業務別実人数 (⑤の内数)

	日雇派遣労働者	
	協定対象 派遣労働者	
4-1 情報処理システム開発	2	2
4-2 機械設計		
4-3 事務用機器操作		
4-4 通訳、翻訳、速記		
4-5 秘書		
4-6 ファイリング		
4-7 調査		
4-8 財務		
4-9 貿易		
4-10 デモンストレーション		
4-11 添乗		
4-12 受付・案内	1	

「特定製造業務」とは、製造業務のうち育児・介護休業等を取得した派遣先の労働者の代替のための業務を除く製造業務のこと。そのため「製造業務」への派遣は、ほとんどが「特定製造業務」への派遣となる。

上記⑤のうち、政令で定める業務（令4条）に派遣した労働者（日雇）の人数について、業務ごとに記載すること。

第9面（下半分）

4-17OAインストラクション		
4-18セールスエンジニアの営業、金融商品の営業		
4-19看護業務		

⑧ 日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる業務における派遣労働者の実人数（⑤の内数）

法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)	/
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)	
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替業務)	
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替業務)	

該当しない場合は、記入不要。
※斜線は「/」でなく「\」で引くこと。「/」は機械集計読み取り時に「1」と読み取る場合があるため。

6月1日に登録状態であった者の数を記入。
ただし、過去1年間に一度も派遣しなかった派遣労働者は除く。

1

2 過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者（雇用されている者を含む。）の数

3 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

	雇用見込みが1年以上の労働者		雇用見込みが1年未満の労働者	
	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
雇用保険	27	9	—	5
健康保険	27	9	—	4
厚生年金保険	27	9	—	4

6月1日に派遣した派遣労働者について記載。
6月1日に派遣しなかった派遣労働者は除かれることに留意すること。

3

3. 労働者派遣の実績がない場合の報告について



労働者派遣の実績がない場合（第1面）

労働者派遣事業を行う事業所ごとに作成してください。事業所枝番号は許可証の下欄（左）に記載がありません。

様式第11号（第1面）

（日本産業規格A列4）

許可番号	派28-111111
事業所枝番号	1
許可年月日	平成31年4月1日

労働者派遣事業報告書（年度報告）
（6月1日現在の状況報告）

令和8年6月1日

厚生労働大臣 殿

法人の場合、法人名および代表者名を記入

提出者 株式会社兵庫労働局
代表取締役 ○○ ○○

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

（ふりがな）	かぶしきがいしゃひょうごろうどうきょく	
1 氏名又は名称	株式会社兵庫労働局	
2 住 所	〒（ 650-0044 ） 神戸市中央区東川崎町1-1-3 （ 078 ） 367 - 0831	
（ふりがな）	○○ ○○	役 名
3 代表者の氏名 （法人の場合）	○○ ○○	代表取締役
（ふりがな）	かぶしきがいしゃひょうごろうどうきょく さんのみやしてん	
4 事業所の名称	株式会社兵庫労働局 三宮支店	
5 事業所の住所	〒（ 651-0083 ） 神戸市中央区浜辺通○丁目○番○○号 ○○○ビル5階 （ 078 ） XXX - XXXX	

報告対象事業所

労働者派遣の実績がない場合（第1面 下半分）

6 大企業、中小企業の別	1 大企業 ② 中小企業			
7 産業分類	名称	受託開発ソフトウェア業	分類番号	3911
8 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日	令和7年2月1日 ~ 令和8年1月31日			
9 民営職業紹介事業との兼業	① 有 2 無		許可・届出番号	28-ユ-〇〇〇〇〇〇
10 親会社の名称	株式会社厚生労働省		備考	
	①労働者派遣事業の許可番号	派13-〇〇〇〇〇〇	②民営職業紹介事業の許可・届出番号	13-ユ-〇〇〇〇〇〇
11 請負事業の実施	① 有 2 無		うち構内請負の実施	① 有 2 無
12 備考				

日本標準産業分類に基づく産業分類

令和8年6月1日の直近の事業年度

親会社がある場合

発注者の事業所構内において生産活動を請負うこと（製造に限る）。

※労働局記入欄

「労使協定方式」または「均等・均衡方式」と記入をお願いします。もしくは、入力補助機能添付様式（右図参照）を添付いただきますようご協力をお願いいたします。

労働者派遣法第30条の4第1項の協定(※)を締結していますか
どちらかを☑してください。

締結している
事業報告書に労使協定を添付してください

締結していない
労働者派遣の実績がある場合には、「派遣先均等・均衡方式」によって派遣労働者の待遇を決定しているか、再確認をお願いします。

※労働者派遣法第30条の4第1項の協定
同一労働同一賃金の実現に向けた「不合理な待遇差をなくすための規定を整備するために締結する」労使協定のことです。

入力補助機能添付様式

労働者派遣の実績がない場合（第2面 上半分）

様式第11号（第2面）

派遣労働者以外の労働者も含めた全労働者の数

（日本産業規格A列4）

I 年度報告

(1) 派遣労働者数等雇用実績（実人数）（報告対象期間末日現在）

	計	通算雇用期間が1年以上の派遣労働者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者	通算雇用期間が1年未満の派遣労働者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者
①全労働者	45	-	-	-	-
②派遣労働者総計					
③無期雇用派遣労働者					
④有期雇用派遣労働者					
⑤日雇派遣労働者					
⑥登録者 ※		-	-	-	-

※登録制度のある事業主のみ

(2) 労働者派遣事業の売上高

※労働者派遣事業を行う事業所ごとの労働者派遣事業の売上高について、決算後の金額を記載
--

(3) 請負事業の売上高

10000000
※当該事業所で請負事業を行っている場合の請負事業に係る売上高について、決算後の金額を記載

(4) 海外派遣労働者数（実人数）

--

(5) 派遣先に関する事項

①派遣先事業所数（実数）

--

※報告対象期間末日現在において、派遣実績にかかわらず、派遣労働者を雇用している場合は記入してください。
※「派遣労働者」とは、雇用する労働者のうち、現に派遣しているか否かにかかわらず、労働者派遣の対象となる者をいいます。

※報告対象期間末日現在において派遣登録者がいる場合は、記入してください。

②労働者派遣契約の期間別件数（延べ件数）

総件数	1日以下のもの	1日を超え7日以下のもの	7日を超え1月以下のもの	1月を超え2月以下のもの	2月を超え3月以下のもの	3月を超え6月以下のもの	6月を超え12月以下のもの	1年を超え3年以下のもの	3年を超えるもの	労働者派遣契約がなかった
										○

※派遣実績にかかわらず、契約を締結した場合は計上のこと。

(6) 教育訓練（キャリアアップに資するものを除く）の実績

①労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

教育内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号	教育の方法の別 1 座学 2 実技	教育の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 教育機関 4 その他	受講した派遣労働者数	1人当たりの平均実施時間
教育の内容				

②主な派遣先事業主（取引額上位5社）

氏名又は名称	所在地

※派遣実績にかかわらず、契約を締結した場合は計上のこと。

労働者派遣の実績がない場合（第2面 下半分）

② その他の教育訓練（①及び（11）に係るものを除く）

訓練の内容	訓練の方法の別	訓練の実施主体の別	訓練費負担の別	賃金支給の別	1人当たりの平均実施時間
	1 0JT 2 OFF-JT	1 事業主・ 2 派遣先・ 3 訓練機関・ 4 その他	1 無償（実費負担なし）・2 無償（実費負担あり）・3 有償	1 有給（無給部分なし）・2 有給（無給部分あり）・3 無給	
イ					
ロ					
ハ					

（7）紹介予定派遣に関する事項

イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数（人）	ロ 紹介予定派遣により労働者派遣した労働者数（人）	ハ 紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数（人）	ニ 紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用につながった労働者数（人）

※派遣実績にかかわらず、契約を締結した場合は計上のこと。

（8）雇用安定措置（法第30条）の実績

期間	対象派遣労働者数	第1号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数		第2号の措置（新たな派遣先の提供）を講じた人数		第3号の措置（派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用）を講じた人数	第4号の措置（その他の措置）を講じた人数		備考
		うち、派遣先で雇用された人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	教育訓練（雇用を維持したままのものに限る）		紹介予定派遣（※2）	左記以外のその他の措置	
計									
3年見込み									
2年半から3年末満見込み									
2年から2年末満見込み									
1年半から2年末満見込み									
1年から1年末満見込み									
1年末満見込み（※1）									

※1 「1年末満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者（登録中の者を含む）に限る。

※2 （7）欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数（人）」の内数であること。

※前年度の期間を超えて引き継いだものがある場合は計上すること。

労働者派遣の実績がない場合（第3面）

様式第11号（第3面）

(9) 派遣料金及び派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）に関する事項

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金（日雇派遣労働者を除く）

	派遣料金（1日（8時間当たり）の額）			派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
企業連平均								
01～09の合計額/記帳業務の合計数								
01 管理的公務員								
02 法人・団体役員								
03 法人・団体管理職員								
04 その他の管理的職業従事者								
05 研究者								
06 農林水産技術者								
07 製造技術者								
09 建築・土木・測量技術者								
10 情報処理・通信技術者								
11 その他の技術者								
12 ⁻¹ 医師								
12 ⁻² 薬剤師								
12 ⁻³ 歯科医師、獣医師								
13 ⁻¹ 看護師								
13 ⁻² 准看護師								
13 ⁻³ 保健師、助産師								
14 ⁻¹ 診療放射線技師								
14 ⁻² 臨床検査技師								
14 ⁻³ その他の医療技術者								
15 その他の保健医療従事者								
16 社会福祉専門職業従事者								
17 法務従事者								
18 神官・金銭・信託専門職業従事者								
19 教員								
20 宗教家								
21 著述家、記者、編集者								
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者								
23 音楽家、舞台芸術家								
24 その他の専門的職業従事者								
25 一般事務従事者								
26 会計事務従事者								
27 生産関連事務従事者								
28 営業・販売事務従事者								
29 外勤事務従事者								
30 運輸・郵便事務従事者								
31 事務用機器操作員								

（第3面）
※実績が無い場合でも
提出の省略はできません。

労働者派遣の実績がない場合（第4面）

様式第11号（第4面）

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金（日雇派遣労働者を除く）（続）

	派遣料金（1日（8時間当たり）の額）			派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
62 商品販売従事者								
63 販売類似職業従事者								
64 営業職業従事者								
65 家庭生活支援サービス職業従事者								
66 介護サービス職業従事者								
67 保健医療サービス職業従事者								
68 生活衛生サービス職業従事者								
69 飲食物調理従事者								
70 接客・給仕職業従事者								
71 居住施設・ビル等管理人								
72 その他のサービス職業従事者								
73 ～ 75 自衛官・司法警察職員等	—	—	—	—	—	—	—	—
76 農業従事者								
77 林業従事者								
78 漁業従事者								
79 80 生産設備制御・監視従事者								
81 機械組立設備制御・監視従事者								
82 83 製品製造・加工処理従事者								
84 機械組立従事者								
85 機械整備・修理従事者								
86 87 製品検査従事者								
88 機械検査従事者								
89 生産関連・生産類似作業従事者								
90 鉄道運転従事者								
91 自動車運転従事者								
92 船舶・航空機運転従事者								
93 その他の輸送従事者								
94 定置・建設機械運転従事者								
95 建設軽体工事従事者	—	—	—	—	—	—	—	—
96 建設従事者（建設軽体工事従事者を除く）								
97 電気工事従事者								
98 土木作業従事者	—	—	—	—	—	—	—	—
99 探検従事者								
70 運搬従事者								
71 清掃従事者								
72 包装従事者								
73 その他の選搬・清掃・包装等従事者								
99 分類不能の職業								

（第4面）
※実績が無い場合でも
提出の省略はできません。

労働者派遣の実績がない場合（第5面）

(日本産業規格A列4)

様式第11号（第5面）

② 日雇派遣労働者の業務別派遣料金及び賃金

	日雇派遣労働者の派遣料金 (1日(8時間当たり)の額)	日雇派遣労働者の賃金 (1日(8時間当たり)の額)	
		日雇派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均			
4-1 情報処理システム開発			
4-2 機械設計			
4-3 事務用機器操作			
4-4 通訳、翻訳、速記			
4-5 秘書			
4-6 ファイリング			
4-7 調査			
4-8 財務			
4-9 貿易			
4-10 デモンストレーション			
4-11 語業			
4-12 受付・案内			
4-13 研究開発			
4-14 事業の実施体制の企画、立案			
4-15 書籍等の制作・編集			
4-16 広告デザイン			
4-17 O/Aインストラクション			
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業			
4-19 看護業務			

(第5面)
**※実績が無い場合でも
 提出の省略はできません。**

(10) マージン率等の情報提供の状況

提供方法	該当する各欄に「○」を記載
インターネット	○
書類の備付け	
その他()	

労働者派遣法第23条第5項に規定する情報について、該当する欄に「○」印を記載のこと。複数の場合は、複数選択のこと。「その他」に「○」印を記入した場合は()内に具体的な提供方法について記載のこと。

労働者派遣の実績がない場合（第6面）

（日本産業規格A列4）

様式第11号（第6面）

(11) キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者的人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者	
					職務経験あり	知見あり
計	2	2			1	
キャリアコンサルタント	1	1		—	—	—
上記以外の担当者	1	1		—	1	
営業職				—		
その他	1	1		—	1	

職業能力開発促進法第12条に規定する職業能力開発推進者、3年以上の人事担当の職務経験がある者等をいう。

キャリアコンサルティングの知見を有する者のうち、職務としてキャリアコンサルティングの経験（人事経験3年以上等）がある者は「職務経験あり」、職務経験はないが知識を有する者は「知見あり」に計上のこと。

② キャリアコンサルティングの実施状況

全派遣労働者数			実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者
1	1	0	1	1	0	1	1	0

派遣先との連絡調整を行う営業担当者に限る。

③ キャリアアップに資する教育訓練（① フルタイム（1年以上雇用見込み）、② 短時間勤務（1年以上雇用見込み）、③ 1年未満雇用見込み）

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数回実施の場合は、その合計))				訓練の方法の別 1 計画的なOJT 2 OFF-JT 3 OJT (計画的なもの以外)	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償 (実費負担なし) 2 無償 (実費負担あり) 3 有償	賃金支給の別 1 有給 (無給部分なし) 2 有給 (無給部分あり) 3 無給
	(下段) 対象となる派遣労働者数				(下段) 受講者の実人数 (各年に同一の訓練を複数回受講した者は、重複計上しないこと)							
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練												
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
ロ 職能別訓練												
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
職種転換訓練												

実績がない場合は、選択不要。

※派遣実績にかかわらず、実際に行った場合は計上のこと。

労働者派遣の実績がない場合（第7面）

様式第11号（第7面）

II 6月1日現在の状況報告

1 派遣労働者の実人数

① 派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数

派遣労働者計	うち、通常雇用期間が1年以上の派遣労働者		うち、通常雇用期間が1年未満の派遣労働者	
	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者

② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者
01 管理的公務員					
02 法人・団体職員					
03 法人・団体管理職員					
04 その他の管理的職業従事者					
05 研究者					
06 農林水産技術者					
07-08 製造技術者					
09 建築・土木・測量技術者					
10 情報処理・通信技術者					
11 その他の技術者					
12-1 医師					
12-2 薬剤師					
12-3 歯科医師、獣医師					
13-1 看護師					
13-2 准看護師					
13-3 保健師、助産師					
14-1 診療放射線技術者					
14-2 臨床検査技師					
14-3 その他の医療技術者					
15 その他の保健医療従事者					
16 社会福祉専門職業従事者					
17 法務従事者					
18 経営・金融・保険専門職業従事者					
19 教員					
20 宗教家					
21 著述家、記者、編集者					
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者					
23 音楽家、舞台芸術家					
24 その他の専門的職業従事者					
25 一般事務従事者					
26 会計事務従事者					
27 生産関連事務従事者					
28 役員・販売事務従事者					
29 外勤事務従事者					
30 運輸・郵便事務従事者					
31 事務用機器操作員					

（第7～9面）
※実績が無い場合でも
提出の省略はできません。

派遣した労働者がいない場合、
1の①～⑧（「第7～9面」）はすべて
「該当なし」となります。

労働者派遣の実績がない場合（第8面）

様式第11号（第8面）

② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（続）

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		指定対象派遣労働者	指定対象派遣労働者	指定対象派遣労働者	指定対象派遣労働者
32 部品販売従事者					
33 販売附加職業従事者					
34 営業職業従事者					
35 家庭生活支援サービス職業従事者					
36 労働サービス職業従事者					
37 保健医療サービス職業従事者					
38 生活衛生サービス職業従事者					
39 飲食物調理従事者					
40 接客・給仕職業従事者					
41 宿泊施設・ビル等管理人					
42 その他のサービス職業従事者					
43～45 自衛官・司法書士職員等					
46 農業従事者					
47 林業従事者					
48 漁業従事者					
49・50 生産設備制御・監視従事者					
51 機械組立設備制御・監視従事者					
52・53 製品製造・加工処理従事者					
54 機械組立従事者					
55 機械整備・修理従事者					
56・57 製品検査従事者					
58 機械検査従事者					
59 車両関連・車両部品作業従事者					
60 鉄道運転従事者					
61 自動車運転従事者					
62 船舶・航空機運転従事者					
63 その他の輸送従事者					
64 定置・建設機械運転従事者					
65 建設輸送工事従事者					
66 建設従事者（建設輸送工事従事者を除く）					
67 電気工事従事者					
68 土木作業従事者					
69 採掘従事者					
70 運搬従事者					
71 清掃従事者					
72 包装従事者					
73 その他の運搬・清掃・包装等従事者					
79 分類不明の職業					

③ 特定製造業務従事者の実人数（①の内数）

特定製造業務従事者 計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
	指定対象派遣労働者	指定対象派遣労働者	指定対象派遣労働者	指定対象派遣労働者

④ 期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

	計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
法第40条の2第1項第2号(高齢者)			
法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)			
法第40条の2第1項第3号ロ(日雇限定業務)			
法第40条の2第1項第4号(自営休業等取得者の代替)			
法第40条の2第1項第5号(自営休業取得者の代替)			

（第7～9面）
※実績が無い場合でも
提出の省略はできません。

派遣した労働者がいない場合、
1の①～⑧（「第7～9面」）はすべて
「該当なし」となります。

労働者派遣の実績がない場合（第9面）

様式第11号（第9面）

⑤ 日雇派遣労働者の実人数

日雇派遣労働者 計	i 1～wに該当しない者		j 高齢者		k 帰国学生		m 副業として従事する者		w 主たる生計者でない者	
	特定対象派遣労働者	特定対象派遣労働者	特定対象派遣労働者	特定対象派遣労働者	特定対象派遣労働者	特定対象派遣労働者	特定対象派遣労働者	特定対象派遣労働者	特定対象派遣労働者	特定対象派遣労働者

⑥ 特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数の内数（⑤ i～wの合計の内数）

日雇派遣労働者	
特定対象派遣労働者	特定対象派遣労働者

⑦ 日雇派遣労働者の業務別実人数（⑤の内数）

	日雇派遣労働者	
	特定対象派遣労働者	特定対象派遣労働者
4-1 情報処理システム開発		
4-2 機械設計		
4-3 事務用機器操作		
4-4 通訳、翻訳、筆記		
4-5 秘書		
4-6 ファイリング		
4-7 調査		
4-8 財務		
4-9 貿易		
4-10 デモンストレーション		
4-11 通乗		
4-12 受付・案内		
4-13 研究開発		
4-14 事業の実施体制の企画、立案		
4-15 書翰等の制作・編集		
4-16 広告デザイン		
4-17 OAインスタレーション		
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業		
4-19 看護業務		

⑧ 日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる業務における派遣労働者の実人数（⑤の内数）

法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)	
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)	
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替業務)	
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替業務)	

2 過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者（雇用されている者を含む。）の数

3 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

	雇用見込みが1年以上の労働者		雇用見込みが1年未満の労働者	
	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
雇用保険				
健康保険				
厚生年金保険				

（第7～9面）

※実績が無い場合でも
提出の省略はできません。

派遣した労働者がいない場合、
1の①～⑧（「第7～9面」）はすべて
「該当なし」になります。

※6月1日に登録状態であった者がいた場合は計上。

2 過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者（雇用されている者を含む。）の数

3 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

	雇用見込みが1年以上の労働者		雇用見込みが1年未満の労働者	
	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
雇用保険			—	
健康保険			—	
厚生年金保険			—	

第2部 障害者の法定雇用率について

厚生労働省 兵庫労働局

職業安定部 職業対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和8年7月以降)

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
(令和8年6月1日時点の報告では、法定雇用率2.5%での不足有無などを確認します。)
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任(努力義務)

Point

②

除外率が引き下げられました。(令和7年4月)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わりました。(これまで除外率が10%以下であった業種は除外率制度の対象外となりました。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む)	10%
・港湾運送業 ・警備業	15%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	20%
・林業(狩猟業を除く)	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	30%
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く)	35%
・石炭・亜炭鉱業	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	50%
・船員等による船舶運航等の事業	70%



Point

③

障害者雇用における障害者の算定方法が変更となりました。**▶精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。**

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになりました。

▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになりました。

Point

④

障害者雇用のための事業主支援を強化しました。（令和6年4月以降）**▶「障害者雇用相談援助事業」が始まっています。**

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになりました。

（「障害者雇用相談援助事業」利用のご案内：<https://www.mhlw.go.jp/content/001245754.pdf>）

**▶障害者雇用関係の助成金を拡充・新設しました。**

- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになりました。
- ◆ 障害者介助等助成金の拡充（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金の拡充（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の他、職場実習・見学の受入れ助成を新設しました。

（各種障害者雇用納付金関係助成金の詳細はこちら：<https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/index.html>）

**Q & A****Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？**

- A1.** 令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）は、令和8年6月以前については2.5%、令和8年7月以降については2.7%で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>

**Q3. 今後の法定雇用率について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？**

- A3.** 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に引き上げとなります。また、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和8年7月1日から2.9%となります。なお、除外率制度について、民間企業と同様に令和7年4月から10ポイント引き下げられました。

障害者職業紹介状況(兵庫県)

(令和6年度)

ポイント

- 兵庫県内各ハローワークにおける障害者の新規求職申込件数は、12,389件で対前年度比12.1%増となった。また就職件数については、5,022件で対前年度比4.3%増となり、過去最高であった前年度の値を更新している。

	新規求職申込件数	前年度比	就職件数	前年度比
身体障害者	2,924件	2.8%増	1,057件	0.8%減
知的障害者	2,087件	10.8%増	1,230件	0.6%増
精神障害者	6,784件	18.1%増	2,527件	7.7%増
その他の障害者	594件	2.4%増	208件	16.2%増
合計	12,389件	12.1%増	5,022件	4.3%増

※「その他の障害者」とは、身体障害者、知的障害者、精神障害者以外の障害者をいい、具体的には、障害者手帳を所持しない発達障害者、難病患者、高次脳機能障害者などを含む。

- 就職件数5,022件の産業別内訳は、医療・福祉が2,331件(対前年度比6.0%増)、製造業が611件(対前年度比8.0%増)、サービス業(他に分類されないもの)が502件(対前年度比2.1%減)、卸・小売業が407件(対前年度比8.7%減)他となっている。



障害者職業紹介状況(兵庫県・障害種別)

(令和6年度)

身体障害者



知的障害者



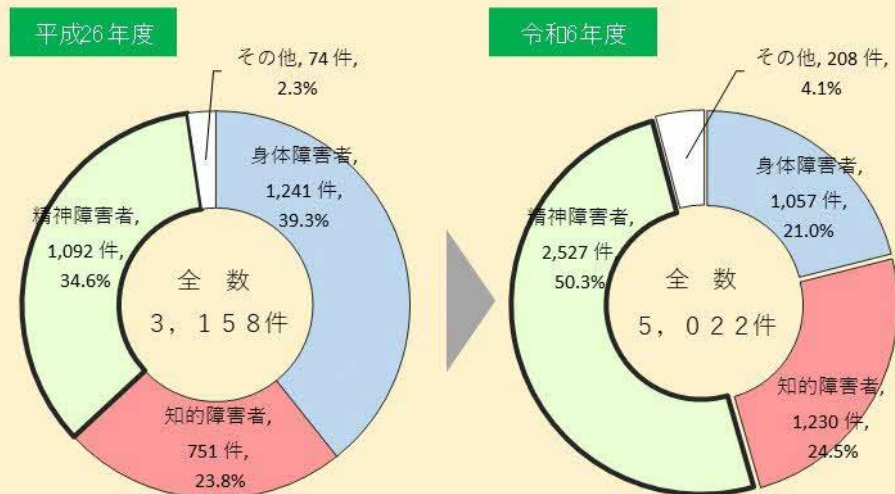
精神障害者



その他の障害者

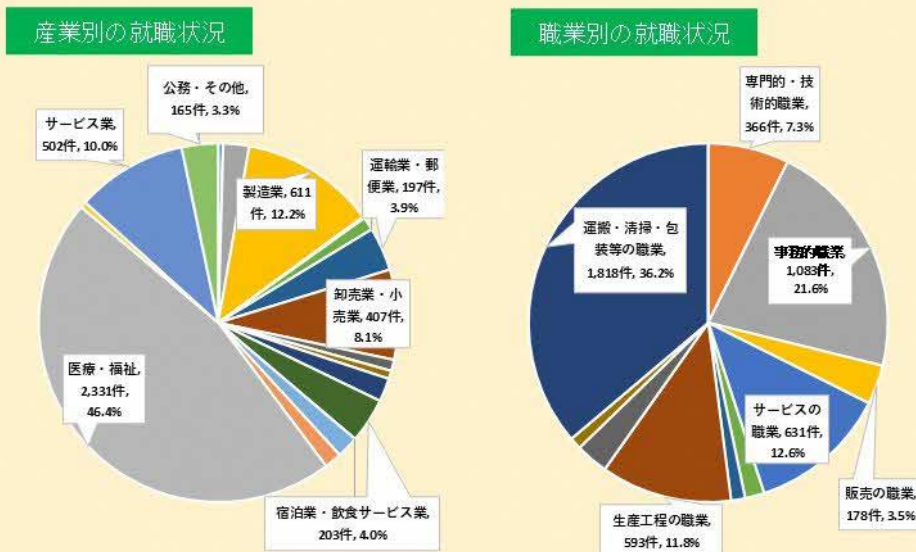


障害者の就職状況(兵庫県・10年前との比較)



障害者の就職状況(兵庫県・産業別/職業別)

(令和6年度)



※数値は就職件数及び産業別構成比(%)。ただし、3%以上の産業についてのみ記載。

※数値は就職件数及び職業別構成比(%)。ただし、3%以上の職業についてのみ記載。

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座 参加者募集中!

しごとサポーターポータルサイトを開設しています。
受講者の声をはじめ、幅広い情報をご覧いただけます。

しごとサポーター 検索



精神障害、発達障害のある方々の雇用は、年々増加しています。これらの方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること」ですが、企業で働く一般の従業員の方が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会は限られていました。

このため、労働局・ハローワークでは、一般の従業員の方を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっていただくための講座を開催しています。



精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の概要

- ◆内容：「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の特性」、（予定）「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）」等について
- ◆メリット：講師が紹介する様々な事例を通じて、精神・発達障害についての知識や一緒に働くために必要な配慮などの理解を深めることができます。
- ◆講座時間：105～120分程度（講義90分、質疑応答15～45分程度）を予定
- ◆受講対象：**企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。**



- ※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。
- ※ 講座の開催日程は、最寄りのハローワークにお問い合わせください。
- ※ 受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈予定です（数に限りがあります）。

事業所への出前講座や
オンライン講座も
あります

ハローワークから講師が事業所に向きます。また、精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、ご相談をお受けいたします。

※ 詳しくは、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

e-ラーニング版 を公開しています!

「まず基礎知識を学びたい」という方はぜひご利用ください。

しごとサポーター e-ラーニング 検索

ご留意
ください

- 「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。
- 「精神・発達障害者しごとサポーター」の養成は、広く職場における精神障害、発達障害に関する正しい理解の浸透を図り、精神・発達障害者にとって働きやすい職場環境づくりを推進し、「障害者と一緒に働くことが当たり前」の社会になることを後押しすることを目的としています。

詳細やご不明な点は、裏面のお問い合わせ先へ!!



厚生労働省・兵庫労働局・ハローワーク

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座 参加申込書

※ お申し込みは、まずは下記の開催ハローワークまでお電話をお願いします。

以下をご記入の上、各ハローワークへお申し込みください。(お電話・郵便も可能です。)

貴社名					
所在地	〒				
電話					
参加者氏名					
参加者氏名					
講座開催日 各日 14:00～16:00 (受付13:30～)	定員	講座開催場所	電話番号(代表)	メールアドレス	
7月8日(水)	30	ハローワーク神戸	078(362)8609	kobe-sen1@mhlw.go.jp	
7月21日(火)	30	ハローワーク姫路	079(222)8609	himeji-senmon@mhlw.go.jp	
9月24日(木)	30	ハローワーク西宮	0798(22)8600	nishinomiya-s@mhlw.go.jp	
10月22日(木)	20	ハローワーク伊丹	072(772)8609	itami-sennenn@mhlw.go.jp	
10月23日(金)	15	ハローワーク柏原	0795(72)1070	kaibara-anteisho@mhlw.go.jp	
10月27日(火)	20	ハローワーク明石	078(912)2277	akashi-senen@mhlw.go.jp	
10月29日(木)	30	ハローワーク灘	078(861)7984	28020-senmon@mhlw.go.jp	
11月6日(金)	20	ハローワーク龍野	0791(62)0981	tatsuno-anteisho@mhlw.go.jp	
11月10日(火)	30	ハローワーク尼崎	06(7664)8608	ama-yousei@mhlw.go.jp	
11月17日(火)	30	ハローワーク姫路	079(222)8609	himeji-senmon@mhlw.go.jp	
11月25日(水)	30	ハローワーク神戸	078(362)8609	kobe-sen1@mhlw.go.jp	
11月26日(木)	15	ハローワーク豊岡	0796(23)3101	28090hw02s@mhlw.go.jp	
12月7日(月)	10	ハローワーク洲本	0799(22)0620	gakusotu28110@mhlw.go.jp	
1月15日(金)	20	ハローワーク西神	078(991)1100	28200_senen@mhlw.go.jp	
2月4日(木)	20	ハローワーク加古川	079(421)8609	28060_senen@mhlw.go.jp	
2月17日(水)	15	ハローワーク西脇	0795(22)3181	nishiwaki-anteisho@mhlw.go.jp	

希望される講座に○印をご記入ください。

- ・ご記入いただきました個人情報は、セミナーの参加申込以外の目的では使用いたしません。
- ・受付完了のご連絡はいたしません。定員に達したときのみご連絡いたします。
- ・参加票等は特にお送りいたしませんので、参加申込後は当日直接会場にお越しください。

障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度を始めました！

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

認定事業主となることのメリット

● 認定マークを使用できます！

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます

● 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク による周知広報の対象となります！

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます

また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります
御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます

● 日本政策金融公庫の低利融資対象となります！

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります
障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます
詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください

● 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります！

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受ける
ことができる場合があります

詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください

など



「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか？

A 都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です！

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。＊詳しい認定基準については裏面をご参照ください

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主

検索

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>



障害者雇用優良中小事業主の認定基準項目

- ①以下の評価基準に基づき、20点（特例子会社は35点）以上得ること
（取り組み関係で5点以上、成果関係で6点以上、情報開示関係で2点以上を得ること）
- ②法定雇用率を達成していること
雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者※を1名以上雇用していること
※就労継続支援A型事業所の利用者は除く
- ③過去に認定を取り消された場合、取り消しの日から起算して3年以上経過していること
- ④障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと

※このほかにも条件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。また、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点
取組 (アウト プット)	体制 づくり	①組織面	特に優良	2点	成果 (アウト カム)	数的側面	⑪雇用状況	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		良	2点	良				2点	
		⑫定着状況	特に優良	6点					
	優良		4点						
	良		2点						
	仕事 づくり	③事業創出	特に優良	2点		質的側面	⑬満足度、 ワーク・エン ゲージメント	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		良	1点	良				2点	
		④職務選定 ・創出	特に優良	2点			⑭キャリア 形成	特に優良	6点
			優良	1点	優良			4点	
			⑤障害者就 労施設等 への発注	特に優良	2点		良	2点	
	優良			1点	成果関係の合格最低点		6点 (満点24点)		
	環境 づくり	⑥職場環境	特に優良	2点	情報 開示 (ディス クロー ジャー)	取組(アウ トプット)	⑮体制・仕事・ 環境づくり	特に優良	2点
			優良	1点				優良	1点
		⑦募集・採用	特に優良	2点		成果(アウ トカム)	⑯数的側面	特に優良	2点
			優良	1点				優良	1点
		⑧働き方	特に優良	2点			⑰質的側面	特に優良	2点
			優良	1点				優良	1点
		⑨キャリア 形成	特に優良	2点	情報開示関係の合格最低点		2点 (満点6点)		
優良			1点	合計の合格最低点		20点 (満点50点)			
取組関係の合格最低点		5点 (満点20点)							

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、女性や高齢者、外国人など、誰もが活躍できる職場づくりにつながります。



障害者雇用 中小事業主認定
2020年度

企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて

ともにすすむ

という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。